主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人補助参加人の負担とする。

理 由

上告人補助参加人代理人島野武、同鈴樹忠信、同橋元四郎平の上告理由について。 同第四点所論の投票(甲第一号証)の効力に関する原判決の判断は正当である。 従つて、たとえ同第一点所論の投票(甲第三号証)の効力について原判決の判断に 所論のような、あやまりがありとしても、原判決が本件当選の効力についてした結論を左右するものでない。その他原判決には所論のような違法はなく(弁論調書の一部として証人尋問調書が編綴せられている以上、同期日において証人尋問の施行されたことは明らかであり、調書に補助参加人代理人出頭の旨の記載がない以上、出頭しなかつたものとみるの外なく)論旨は、すべて採ることができない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九四条後段に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

## 最高裁判所第二小法廷

| 裁判長裁判官 | 小 | 谷 | 勝 | 重     |
|--------|---|---|---|-------|
| 裁判官    | 藤 | 田 | 八 | 郎     |
| 裁判官    | 谷 | 村 | 唯 | <br>郎 |
| 裁判官    | 池 | 田 |   | 克     |